

2019年度の学費(案)について

2019年度の大学学部の学費改定について、最近における義塾財政に影響する物価動向などの経済情勢や他大学の学費動向などを勘案したところ、現行のスライド制を継続して適用することが適当であると判断しました。ついては、以下においてその概要をお知らせします。

スライド制について

義塾における学費改定の算定方法であるスライド制は、1976年度以降の入学者を対象に適用され、1977年度からは入学者のみならず在学生も含めて適用されました。このスライド制は、原則として、当年度の学費に特定のスライド指標の対前年度アップ率を掛けて次年度の学費を算定するものです。実際に用いられるスライド指標とスライド率は裏面の第3表に示すとおりです。

2019年度の学費(案)

現行のスライド制をもとに算定された2019年度の大学学部の学費(案)は、第1表および裏面の第2表に示すとおりです。

第1表の2009年度以降の入学者から適用される学費は、同年度の学費を初期値とし、各年度のスライド率を掛けて算出された数値となります。この基礎数値には端数が含まれますが、最終的な学費の算定に際して1万円未満を四捨五入しています。ただし、医学部の授業料については、他大学医学部の学費動向などを考慮して、現行金額に据え置きました。

第2表の2008年度以前の入学者に適用される学費は、昨年と同様に文学部・商学部・理工学部について学費算定の基礎を1976(昭和

51)年度の学費とし、授業料・施設設備費・実験実習費については1万円未満、学習指導資料費および情報ネットワーク登録・利用料については1万円未満を四捨五入しています。学習指導資料費については消費税相当額が加算されます。

なお参考に、2019年度大学院研究科修士課程入学者および専門職学位課程入学者の学費(案)を裏面の第4表に掲載しました。

以上の改定案は、所定の手続きを経て11月の評議員会で可決されたのち、正式に決定となります。

今後の学費改定について

義塾において適用してきました現行のスライド制は、学費の大半を教育研究環境の維持・改善に充当するものと考え、その実質的な費用を賄うために、物価をはじめ諸価格の変動による費用の名目的増分を学費収入に反映させる制度です。このような学費改定の算定方法によって、名目費用の増分を賄うことができる学費収入が見込まれると同時に、学校法人全体の収支を悪化させることなく、特にキャッシュフローの安定性を維持することができます。

言うまでもありませんが、義塾の根幹をなす教育・研究・医療等の事業については、無駄な経費を削減しながら各事業の質を維持しなければなりません。その上で、各事業に必要な経費を賄うことができる事業活動収入を確保しなければなりません。その意味で、事業活動収入に大きな割合を占める学費収入の改定に際して、特定のスライド指標とそのアップ率に基づく現行のスライド制が、少なくとも現時点では適切な算定方法であると判断しております。

第1表 2019年度の学費改定案(2009年度以降の入学者に適用)

(単位:円)

学 部	入 学 金	在籍基本料	授 業 料	施設設備費	実験実習費
文学部	200,000	60,000	870,000	190,000	—
経済学部	(200,000)	(60,000)	(860,000)	(190,000)	—
法学部	200,000	60,000	3,040,000	350,000	190,000
商学部	(200,000)	(60,000)	(3,040,000)	(340,000)	(190,000)
医学部	200,000	60,000	1,260,000	220,000	100,000
	(200,000)	(60,000)	(1,250,000)	(220,000)	(100,000)
理工学部	200,000	60,000	1,030,000	270,000	—
	(200,000)	(60,000)	(1,020,000)	(270,000)	—
総合政策学部	200,000	60,000	1,030,000	310,000	220,000
環境情報学部	(200,000)	(60,000)	(1,020,000)	(310,000)	(220,000)
看護医療学部	200,000	60,000	1,680,000	290,000	190,000
	(200,000)	(60,000)	(1,660,000)	(290,000)	(190,000)
薬学部(6年制)	200,000	60,000	1,410,000	290,000	190,000
薬学科(4年制)	(200,000)	(60,000)	(1,390,000)	(290,000)	(190,000)

注: 1 ()内は2018年度の学費である。

2 入学金は新規入学者のみの負担とする。なお、入学金にはスライド制を適用しない。

3 上記には義塾が代理徴収する費用は含まれない(内容については第2表参照)。なお、納入に際しては分納(春学期、秋学期)が可能であるが、分納の場合の納入額はいずれも年額の2等分を合計した金額である。ただし、一部の代理徴収費用については、分納の扱いをせず春学期に一括して徴収する場合がある。

4 各費用については、履修内容によらず共通である。

常任理事

高橋郁夫

第2表 2019年度の学費改定案(2008年度以前の入学者に適用)

(単位：円)

学 部	授 業 料	施設設備費	実験実習費	学習指導資料費	情報ネットワーク登録・利用料
文 学 部	820,000 (810,000)	80,000 (80,000)	—	6,480 (6,480)	5,000 (5,000)
商 学 部					
理 工 学 部	1,300,000 (1,280,000)	130,000 (130,000)	100,000 (100,000)	6,480 (6,480)	5,000 (5,000)

- 注：1 ()内は2018年度の学費である。
 2 2009年度以前の第2学年編入学者および2010年度以前の学士入学者にも適用する。
 3 納入に際しては分納(春学期、秋学期)が可能であるが、分納の場合の納入額はいずれも年額の2等分を合計した金額である。ただし、一部の代理徴収費用については分納の扱いをせず春学期に一括して徴収する場合がある。
 4 上記には義塾が代理徴収する費用は含まれない。(※分納扱いをしない費用)
 自治会費750円、学生健保2,500円：全学部に通ず
 学部研究会費・雑誌購読料/学会誌配布費用：文学部図書館・情報学系3,000円※(ただし、2010年度以前入学者は2,000円※)、同哲学系・人間関係学系2,500円、同史学系3,500円、同文学系4,000円、法学部10,000円、商学部6,500円
 学会誌配布費用：経済学部5,000円
 湘南藤沢学生会(学会資料購読費等)：総合政策学部8,000円、環境情報学部8,000円、看護医療学部8,000円
 5 入学時に徴収した体育実習費は、在学中体育実技を履修しなかった学生に対して納入した体育実習費の全額を、また1科目(1単位)のみ履修した学生に対してはその半額を卒業時に返還する。その他各費用については、履修内容によらず共通である。
 6 学習指導資料費については、消費税相当額が含まれている。
 7 経済・法・医・総合政策・環境情報・看護医療学部および薬学部は該当者なし。

第3表 学費種類別の適用スライド指標とスライド率(2018年度)

第1表適用費用	第2表適用費用	ス ラ イ ド 指 標	スライド率(%)
授 業 料	授 業 料	人事院による国家公務員の給与に関する勧告によって示された国家公務員の給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものの。	1.25
施 設 設 備 費	施 設 設 備 費	東京標準建築費および設備費(事務所—S R C—)の対前年度アップ率による。	1.5
実 験 実 習 費	実験実習費・情報ネットワーク登録・利用料	消費者物価(商品・うち工業製品)の対前年度アップ率による。	0.9
在 籍 基 本 料	学 習 指 導 資 料 費	消費者物価(全国総合)の対前年度アップ率による。	0.7

- 注：1 2019年度の授業料の算定に用いられるのは2018年度の人事院勧告によるアップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものである。
 2 2019年度の施設設備費、実験実習費、学習指導資料費、情報ネットワーク登録・利用料、在籍基本料の算定に用いられるのは、いずれも2017年度分として2018年4月以降に発表されたアップ率である。

第4表 2019年度大学院研究科修士課程入学者および専門職学位課程入学者の学費改定案(参考)

(単位：円)

研究科	入 学 金	在籍基本料※	授業料	施設設備費
文 科 系 研 究 科	—	60,000	940,000	—
医 学 研 究 科	—	60,000	1,330,000	—
理 工 学 研 究 科	—	60,000	1,030,000	—
政策・メディア研究科	—	60,000	1,380,000	—
健康マネジメント研究科	—	60,000	1,610,000	—
経営管理研究科	—	60,000	2,150,000	—
システムデザイン・マネジメント研究科 メディアデザイン研究科	—	60,000	1,920,000	—
薬 学 研 究 科	—	60,000	970,000	—
法 務 研 究 科	100,000	300,000	1,080,000	170,000

※法務研究科は「在籍料」。

- 注：1 入学金以外の学費についてはスライド制を適用している。
 2 文科系研究科は文学、経済学、法学、社会学、商学の5研究科である。
 3 上記には義塾が代理徴収する費用は含まれない。
 4 入学金以外の費用は分納(春学期、秋学期)が可能であるが、分納の場合の納入額はいずれも年額の2等分を合計した金額である。ただし、一部の代理徴収費用については分納の扱いをせず春学期に一括して徴収する場合がある。
 5 経営管理研究科、システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科においてはスライド制を適用していない。
 6 表には経営管理研究科 Executive MBAプログラムおよび法務研究科グローバル法務専攻は含まれていない。